

年金受取口座 指定替え



定期貯金

取扱
期間令和
7年

10/20月▶

令和
8年

3/31火

公的年金の
受取りをされている
お客さま名義に
限ります

JA東京みどり キャラクター
みーどりん

年

20

%

スーパー定期貯金〈単利型〉

預入期間 3か月(自動継続元利金継続扱い)

※取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。

ご利用
いただける方**個人(組合員限定)**

※組合員の方または組合員加入いただける方

以下の条件のいずれかを満たす個人

○当組合で公的年金振込を新たに開始される方

○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方

※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または
農業者年金をいいます。

※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。

期 間

定型方式3か月(自動継続 元利金継続扱い)

預入方法

一括預入・証書式・通帳式

預入金額

10万円以上1,000万円まで

(期間内、お一人様上限額まで)

新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。

特別配当金

対象になりません。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

組合員限定

年金受取口座指定替え定期貯金

商 品 名 (愛 称)	スーパー定期貯金<単利型>「年金受取口座指定替え定期貯金」
取 扱 期 間	令和7年10月20日(月)～令和8年3月31日(火) 取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご 利 用 い た だ け る 方	・個人(組合員限定)※組合員の方または組合員加入いただける方 ・以下の条件のいずれかを満たす個人 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限りします。
期 間	定型方式 3か月(自動継続 元利金継続扱い)
預 入 方 法	一括預入・証書式・通帳式
預 入 金 額	10万円以上1,000万円まで(期間内、お一人様上限額まで) ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込みにより令和7年10月1日(水)以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本定期貯金へのお振替はできません。(一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません)
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	(1) 適 用 金 利
	・2.0% ・1,000万円でお預けしていただいた場合でも、スーパー定期貯金としてお預かりし、満期日以降もスーパー定期貯金<単利型>として継続いたします。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利(3ヶ月スーパー定期)を当該満期日まで適用します。
	(2) 利 払 頻 度
	満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計 算 方 法
	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
(4) 税 金	個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
	(5) 金利情報の入手方法
	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
付 加 で き る 特 約 事 項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・当組合で公的年金振込を新たに開始される方の確認として、年金請求書の受取口座を確認させていただきます。 ・公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方の確認として、年金受給権者受取機関変更届または指定口座への年金振り込みを確認させていただきます。 ・特別配当金の対象外になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乗せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れられる為、貸越の利率も連動して上乗せされますので、予めご了承ください。 ・別途、粗品のお渡しはございません。

あなたもJAの組合員になりませんか!

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますといろいろな特典があり、**お得ですよ!**

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、JAの各事業をご利用いただいております。
ぜひこの機会にご加入いただきますよう、ご案内申し上げます。

※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。



1
特典

事業実績により、出資金に対しての配当金が受け取れます。



2
特典

事業実績により、定期貯金(一部商品除く)のお預入金額に対し、特別配当金が受け取れます。



3
特典

JA東京健康管理センターの日帰りドックが、組合員料金でご利用いただけます。(JA東京みどり指導課にてお申込みできます)



※詳しくは、下記支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

国立支店 TEL.042-572-2101
昭島支店 TEL.042-541-0021
幸町支店 TEL.042-535-2211

西砂支店 TEL.042-531-0014
村山支店 TEL.042-561-1611

東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

商品概要説明書

「年金受取口座指定替え定期貯金」

(令和7年10月20日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 「年金受取口座指定替え定期貯金」
取扱期間	・令和7年10月20日（月）～令和8年3月31日（火） 取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人（組合員限定）※組合員の方または組合員加入いただける方 ・以下の条件のいずれかを満たす個人 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。
期 間	・定型方式 3か月（自動継続 元利金継続扱い）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式・通帳式 ・10万円以上1,000万円まで（期間内、お一人様上限額まで） ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金（小切手）・お振込みにより令和7年10月1日（水）以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金（定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等）による本定期貯金へのお振替はできません。（一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・2.0％ ・1,000万円でお預けしていただいた場合でも、スーパー定期貯金としてお預かりし、満期日以降もスーパー定期貯金＜単利型＞として継続いたします。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利（3ヶ月スーパー定期）を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。

貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および 紛解決置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または本店信用共済部(電話：０４２－５３５－１０６１)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・ 当組合で公的年金振込を新たに開始される方の確認として、年金請求書の受取口座を確認させていただきます。 ・ 公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方の確認として、年金受給権者受取機関変更届または指定口座への年金振り込みを確認させていただきます。 ・ 特別配当金の対象外になります。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・ 総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れられる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 ・ 別途、粗品のお渡しはございません。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ東京みどり